第　２　部

第5期久喜市障がい福祉計画

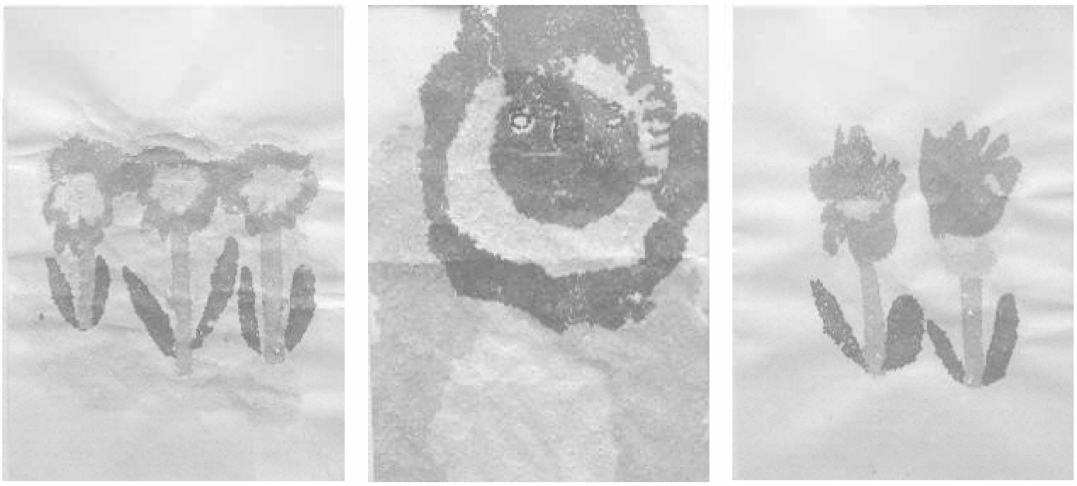

平成２９（２０１７）年１２月に開催された
第８回埼玉県障害者アート企画展
「うふっ❤埼玉でこんなのみつけちゃった♪」出展作品

グループホーム清久　佐藤（さとう）　みや子（こ）さん

第５期久喜市障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、１８歳以上の障がいのある方を対象とした計画です。

1　障がい福祉計画の基本的な考え方

（1）　障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が障害福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるよう、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

（2）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるよう、障害福祉サービス等を一元的に提供していきます。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

（3）施設・病院から地域生活への移行促進、地域生活の継続のための支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、障がい者の就労や職場定着を支援するために、新設されるサービスを含めたサービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用等を図ります。

（4）共生社会の実現に向けた取り組み

共生社会の実現に向け、住民団体等による法律や制度に基づかない地域の支え合い活動を支援し、地域住民が障がいのある人などを包み込む地域づくりに主体的に取り組むための仕組みづくりを推進します。専門的な支援を必要としている人のために、各分野の協働を通じた総合的な支援体制の構築に向けた取り組みを計画的に推進します。

◆障害福祉サービス・障がい児への福祉サービス等の体系

久 喜 市

障害福祉サービス

障害者総合支援法による

訪問系サービス
- ●居宅介護
- ●重度訪問介護
- ●同行援護
- ●行動援護
- ●重度障害者等包括支援

居住系サービス等
- ●自立生活援助
- ●共同生活援助（グループホーム）
- ●施設入所支援

相談支援
- ●計画相談支援
- ●地域移行支援
- ●地域定着支援

障がい者・児

日中活動系サービス等
- ●生活介護
- ●自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ●就労移行支援
- ●就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）
- ●就労定着支援
- ●療養介護
- ●短期入所（福祉型・医療型）

補装具

自立支援医療
- ●更生医療
- ●育成医療
- ●精神通院医療（実施主体は県）

地域生活支援事業

障害者総合支援法による

- ●理解促進研修・啓発事業
- ●日常生活用具給付等事業
- ●自発的活動支援事業
- ●手話奉仕員養成研修事業
- ●相談支援事業
- ●移動支援事業
- ●成年後見制度利用支援事業
- ●地域活動支援センター事業
- ●成年後見制度法人後見支援事業
- ●意思疎通支援事業
- ●その他の日常生活・社会生活支援

障がい児への福祉サービス

児童福祉法による

- ●児童発達支援
- ●医療型児童発達支援
- ●放課後等デイサービス
- ●保育所等訪問支援
- ●居宅訪問型児童発達支援
- ●障害児相談支援

- ●専門性の高い相談支援
- ●人材育成
- ●広域的な対応が必要な事業
- ●専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣
- ●意思疎通支援を行う者の広域的な連絡調整、派遣調整等

- ●障害児入所支援（福祉型、医療型）

埼 玉 県

２　成果目標・活動指標

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に関して、平成３２（２０２０）年度を目標年度とする４つの目標を本計画の成果目標として設定します。また、成果目標を達成するために必要なサービスの見込量等を活動指標として設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、平成２８（２０１６）年度末時点で福祉施設に入所している障がい者（施設入所者）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、平成３２（２０２０）年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することとされています。

当該目標値の設定に当たって、国は平成２８（２０１６）年度末時点の施設入所者数の９％以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成３２年度（２０２０）年度末の施設入所者数を平成２８（２０１６）年度末時点の施設入所者数から２％以上削減することとしています。

①平成 28（２０１６）年度末時点の施設入所者数の９％以上が地域生活へ移行

平成 28（2016）年度末時点の施設入所者数	１３５人
【成果目標】 平成 32（2020）年度末までの地域生活への移行者数	１３人 （上記の約９％）

◆考え方：国の基本指針に基づき、設定します。

②平成 28（２０１６）年度末時点の施設入所者数から２％以上削減

平成 28（2016）年度末時点の施設入所者数	１３５人
【成果目標】 平成 32（2020）年度末の施設入所者数	－

◆考え方：埼玉県では福祉施設への待機者が年々増加している状況にあり、施設入所者の削減数の数値目標は設定していないことから、本市でも設定しないこととします。

●活動指標

・生活介護の利用者数、利用日数
・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
・就労移行支援の利用者数、利用日数
・就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数
・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
・共同生活援助の利用者数
・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
・施設入所支援の利用者数

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況に関する目標値を設定することとされています。

①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

【成果目標】 **平成 32（2020）年度末の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置**	**設置に向けて検討**

◆考え方：平成３２（２０２０）年度末までに、本市の実情に応じた協議の場の設置に向けて検討します。

●活動指標

・自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
・就労移行支援の利用者数、利用日数
・就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数
・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
・共同生活援助の利用者数
・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

（３）地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、地域生活支援拠点等（面的な体制も含む）について、平成３２（２０２０）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。

①地域生活支援拠点等の整備

【成果目標】 平成 32（2020）年度末の地域生活支援拠点整備数	**整備に向けて検討**

◆考え方：平成３２（２０２０）年度末までに、国が示す地域生活支援拠点の整備手法である※多機能拠点整備型や※面的整備型を含め、本市の実情に応じた拠点等の整備に向けて検討します。

※多機能拠点整備型：グループホームや入所施設等に複数の機能を付加する手法

※面的整備型：既存の事業所等に機能を分担する手法

（４）福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成３２（２０２０）年度中に一般就労に移行する人の目標値を、平成２８（２０１６）年度の一般就労への移行実績の１．５倍以上とすることとされています。

また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成３２（２０２０）年度末における利用者数が平成２８（２０１６）年度末における利用者数の２割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目指すものとされています。

さらに、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定にあたっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率を８割以上とすることとしています。

①一般就労への移行者数

平成 28（2016）年度の一般就労への移行実績	**６人**
【成果目標】 平成 32（2020）年度の一般就労への移行者数	**９人 （上記の約１．５倍）**

◆考え方：国の基本指針に基づき、設定します。

②就労移行支援事業の利用者数

平成 28（2016）年度末における就労移行支援事業の利用者数	３１人
【成果目標】 **平成 32（2020）年度末における就労移行支援事業の利用者数**	**３８人** **（上記より約２割増加）**

◆考え方:国の基本指針に基づき、設定します。

③利用者の就労移行率が３割を超える就労移行支援事業所の割合

【成果目標】 **就労移行率が３割以上の就労移行支援事業所**	１箇所

◆考え方：国の基本指針に基づき、設定します（市内事業所が１箇所のため、当該事業所の達成を目標として設定)。

④就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率

【成果目標】 **就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率**	８割

◆考え方：国の基本指針に基づき、設定します。

●活動指標

・就労移行支援の利用者、利用日数
・就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型）

3　障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

（１）訪問系サービス

サービス名	サービスの内容	利用対象者
居宅介護	自宅での入浴や排せつ、食事の介護などを行います。 ・身体介護（食事、排せつ、入浴など） ・家事援助（食事の準備、掃除、洗濯、買い物など） ・通院等介助（身体介護有り・身体介護無し） ・通院等乗降介助	在宅障がい者・児
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。	区分４以上で一定の条件を満たす方
同行援護	外出時における支援を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出先において、必要な移動の援護及び視覚的情報の支援（代筆・代読を含む） ・排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方
行動援護	自己判断等が制限されている方が行動するときに必要な外出支援を行います（危険回避や社会的に問題のある行為の制止、発作への対応等を含む）。	区分３以上で一定の要件を満たす知的障がい者・児、精神障がい者・児
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方の中でも、介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います（家事援助や入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動の援助等を含む）。	区分６で、意思の疎通に著しい困難を伴う方であって、以下のいずれかの条件を満たす方 ①四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態で（ア）人工呼吸器による呼吸管理を行なっている身体障がい者・児、（イ）最重度知的障がい者・児 ②８０項目の認定調査の行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上の方

◆第４期の実績

人：「月間の利用者数」

	平成 27 年度 （2015 年度）	平成 28 年度 （2016 年度）	※平成 29 年度 （2017 年度）
利用時間 （時間／月）	４，９３６時間	５，６５３時間	５，６０１時間
利用者数 （人／月）	２１３人	２２５人	２３４人

※平成２９（２０１７）年度実績は、平成２９（２０１７）年１２月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。以降のページも同様に推計値を掲載しています。

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）
利用時間 （時間／月）	５，９１３時間	６，２４３時間	６，５９１時間
利用者数 （人／月）	２４２人	２５１人	２６０人

◆見込量算出の考え方

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）については、利用者数が増加しており、今後も一定の需要が見込まれることから、利用時間数、利用者数ともに、平成２９（２０１７）年度実績に第４期計画期間における平均的な伸び率を乗じて見込みます。

◆見込量確保のための方策

訪問系サービスについては、今後増加するサービス利用量に対応するため、引き続きサービス提供事業所等への情報提供や連携を図り、安定的で質の高いサービスが提供できるように努めます。

また、サービス提供事業者の参入促進や、ホームヘルパーの人材確保・質の向上に努めます。

（２）日中活動系サービス

①生活介護

サービス名	サービスの内容	利用対象者
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動等の機会を提供します。	区分３以上（５０歳以上は区分２以上）で地域や入所施設において、安定した生活を営むために、常時介護が必要な方

◆第４期の実績　　人日：「月間の利用者数」×「１人１月あたりの平均利用日数」

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
延べ利用日数（人日／月）	６，０２４人日	６，１７９人日	６，２６５人日
利用者数（人／月）	３０３人	３１１人	３１４人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
延べ利用日数（人日／月）	７，４８０人日	８，０７４人日	８，４４８人日
利用者数（人／月）	３４０人	３６７人	３８４人

◆見込量算出の考え方

生活介護の利用者数については、第４期計画期間の実績や特別支援学校卒業生の希望、事業所開設の状況等を勘案して、利用者数を見込みます。

利用日数は利用者数に平均利用日数（標準２２日）を乗じて見込みます。

◆見込量確保のための方策

常に介護を必要とする障がいのある人に、ニーズに応じた日中活動の場の確保ができるよう、障がい者支援施設等に対して、必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入促進を図り、増加するサービス利用量の確保に努めます。

②自立訓練（機能訓練）

サービス名	サービスの内容	利用対象者
自立訓練（機能訓練）	身体に障がいのある方が、体をうまく動かすことができるよう、訓練を行います。	入所施設・病院を退所、退院した方等で地域生活への移行を図る上で支援が必要な身体障がい者

◆第４期の実績

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
延べ利用日数（人日／月）	６人日	５人日	２０人日
利用者数（人／月）	１人	１人	１人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
延べ利用日数（人日／月）	２２人日	２２人日	２２人日
利用者数（人／月）	１人	１人	１人

◆見込量算出の考え方

自立訓練（機能訓練）については、利用者の極端な増減がないため、平成２９（２０１７）年度時点の利用者数で見込みます。

利用日数は利用者数に平均利用日数（標準２２日）を乗じて見込みます。

◆見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き施設等の情報収集等に努めます。

また、市内において、サービスの提供が確保できるよう、民間事業者等との連携・協力を図ります。

③自立訓練（生活訓練）

サービス名	サービスの内容	利用対象者
自立訓練（生活訓練）	障がいのある方が、地域での生活に困らないよう、自分で身の回りのことをする訓練を行います。	入所施設・病院を退所、退院した方等で地域生活への移行を図る上で支援が必要な知的・精神障がい者

◆第４期の実績

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
延べ利用日数（人日／月）	１２６人日	１６２人日	１６３人日
利用者数（人／月）	７人	１０人	９人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
延べ利用日数（人日／月）	３５２人日	５０６人日	６６０人日
利用者数（人／月）	１６人	２３人	３０人

◆見込量算出の考え方

自立訓練（生活訓練）については、事業所の開設状況などを勘案して、利用者数を見込みます。

利用日数は利用者数に平均利用日数（標準２２日）を乗じて見込みます。

◆見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き施設等の情報収集等に努めます。

また、市内において、サービスの提供が確保できるよう、民間事業者等との連携・協力を図ります。

④就労移行支援

サービス名	サービスの内容	利用対象者
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練を行います。	就労を希望する６５歳未満の方で、企業等に雇用が可能と認められる方

◆第４期の実績

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
延べ利用日数（人日／月）	５５１人日	６５７人日	８５７人日
利用者数（人／月）	３１人	３１人	４８人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
延べ利用日数（人日／月）	１，１６６人日	１，２７６人日	１，３８６人日
利用者数（人／月）	５３人	５８人	６３人

◆見込量算出の考え方

就労移行支援については、利用者数が増加しており、今後も一定の需要が見込まれることから、第４期計画期間の実績を考慮して見込みます。

利用日数は利用者数に平均利用日数（標準２２日）を乗じて見込みます。

◆見込量確保のための方策

障がい者就労支援センターや公共職業安定所等の関係機関と連携して、就労先の確保や職場定着の支援に努めます。

また、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等を行います。

⑤就労継続支援（Ａ型）

サービス名	サービスの内容	利用対象者
就労継続支援（Ａ型）	雇用契約等に基づき、就労に必要な知識や能力向上のために訓練を行います。	企業等に雇用されることが困難な６５歳未満の方で継続的に就労が可能な方

◆第４期の実績

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
延べ利用日数（人日／月）	２２９人日	６０６人日	８６９人日
利用者数（人／月）	１３人	２０人	４４人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
延べ利用日数（人日／月）	１，０７８人日	１，１８８人日	１，２９８人日
利用者数（人／月）	４９人	５４人	５９人

◆見込量算出の考え方

就労継続支援（Ａ型）については、利用者数が増加しており、今後も一定の需要が見込まれることから、第４期計画期間の実績を考慮して見込みます。

利用日数は利用者数に平均利用日数（標準２２日）を乗じて見込みます。

◆見込量確保のための方策

障がい者就労支援センターや公共職業安定所等の関係機関と連携して、就労先の確保や職場定着の支援に努めます。

また、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等を行います。

⑥就労継続支援（Ｂ型）

サービス名	サービスの内容	利用対象者
就労継続支援（Ｂ型）	生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。	企業等への雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方

◆第４期の実績

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
延べ利用日数（人日／月）	２，４３２人日	２，５３１人日	２，７５４人日
利用者数（人／月）	１３２人	１３４人	１５２人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
延べ利用日数（人日／月）	３，４１０人日	３，４５４人日	３，４９８人日
利用者数（人／月）	１５５人	１５７人	１５９人

◆見込量算出の考え方

就労継続支援（Ｂ型）については、第４期計画期間の実績や事業所の開設状況等を勘案して、利用者数を見込みます。

利用日数は利用者数に平均利用日数（標準２２日）を乗じて見込みます。

◆見込量確保のための方策

障がい者就労支援センターや公共職業安定所等の関係機関と連携して、就労先の確保や職場定着の支援に努めます。

また、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等を行います。

⑦就労定着支援

サービス名	サービスの内容	利用対象者
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数 (人／月)	２人	４人	６人

◆見込量算出の考え方

就労定着支援は、平成３０（２０１８）年度から新たに開始されるサービスです。福祉施設から一般就労へ移行した障がい者数等を勘案して、利用者数を見込みます。

◆見込量確保のための方策

障がい者就労支援センターや公共職業安定所等の関係機関と連携して、就労先の確保や職場定着の支援に努めます。

また、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等を行います。

⑧療養介護

サービス名	サービスの内容	利用対象者
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、長期の入院により、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。	区分５以上で筋ジストロフィー患者若しくは重度心身障がい者、又は区分６でＡＬＳ患者等気管切開を伴う人工呼吸器利用者

◆第４期の実績

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
利用者数（人／月）	１７人	１７人	１７人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
利用者数（人／月）	１７人	１７人	１７人

◆見込量算出の考え方

療養介護については、利用者の極端な増減がないため、平成２９（２０１７）年度時点の利用者数で見込みます。

◆見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況把握に努めるとともに、引き続きサービス提供事業者と協議しながら適切な対応に努めます。

⑨短期入所（福祉型）

サービス名	サービスの内容	利用対象者
短期入所（福祉型）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、障がい者支援施設等に入所できます。	身体障がい者・児 知的障がい者・児 精神障がい者・児

◆第４期の実績

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
延べ利用日数 （人日／月）	１７１人日	１７５人日	２３０人日
利用者数 （人／月）	１９人	２０人	３４人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
延べ利用日数 （人日／月）	３３３人日	３６０人日	３８７人日
利用者数 （人／月）	３７人	４０人	４３人

◆見込量算出の考え方

短期入所（福祉型）については、利用者数が増加しており、今後も一定の需要が見込まれることから、第４期計画期間の実績や事業所の開設等を勘案して、利用者数を見込みます。

利用日数は利用者数に平均利用日数（９日）を乗じて見込みます。

◆見込量確保のための方策

市内において短期入所の受け入れ先が確保できるよう、福祉施設や相談支援機関等と連携し、提供事業者の確保の取り組みに努めます。

⑩短期入所（医療型）

サービス名	サービスの内容	利用対象者
短期入所（医療型）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、病院・診療所・介護老人保健施設等に入所できます。	重症心身障がい者・児

◆第４期の実績

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
延べ利用日数（人日／月）	１１人日	１７人日	３７人日
利用者数（人／月）	３人	３人	５人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
延べ利用日数（人日／月）	４５人日	４５人日	４５人日
利用者数（人／月）	５人	５人	５人

◆見込量算出の考え方

短期入所（医療型）については、利用者の極端な増減がないため、平成２９（２０１７）年度時点の利用者数で見込みます。

利用日数は利用者数に平均利用日数（９日）を乗じて見込みます。

◆見込量確保のための方策

医療的ケア等のニーズに対したサービスが提供できるよう、病院等の関係機関との連携を図りながら、必要量の確保に努めます。

（３）居住系サービス等

①自立生活援助

サービス名	サービスの内容	利用対象者
自立生活援助	本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から支援を行います。	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方等

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数 （人／月）	２人	２人	２人

◆見込量算出の考え方

自立生活援助については、平成３０（２０１８）年度から新たに開始されるサービスです。障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方等を対象とすることから、福祉施設から地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込みます。

◆見込量確保のための方策

支援を必要とする方が安心して生活できるよう、サービスを提供できる事業所の確保に努めます。

②共同生活援助（グループホーム）

サービス名	サービスの内容	利用対象者
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の相談や自立支援等を行います。	障がい者（身体障がい者にあっては、６５歳未満の方又は６５歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方）

◆第４期の実績

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
利用者数（人／月）	７８人	７４人	９７人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
利用者数（人／月）	１０１人	１０５人	１０９人

◆見込量算出の考え方

共同生活援助については、第４期計画期間の実績や事業所の開設等を勘案して、利用者数を見込みます。

◆見込量確保のための方策

今後、退所・退院後の地域生活の拠点として、また、親亡き後の居住の場として、グループホームでの生活を希望する人が増加すると見込まれることから、社会福祉法人や特定非営利活動法人等の動向を把握し、共同生活援助の整備が促進されるよう努めます。

また、市内での事業所の確保に向け、事業者への情報提供や埼玉県の補助制度の活用促進などを図ります。

③施設入所支援

サービス名	サービスの内容	利用対象者
施設入所支援	障がい者支援施設等で、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	生活介護を受けている区分４以上（５０歳以上は区分３以上）の方等

◆第４期の実績

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
利用者数（人／月）	１３７人	１３５人	１３４人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
利用者数（人／月）	１３４人	１３４人	１３４人

◆見込量算出の考え方

施設入所支援については、利用者が減少していますが、今後も一定の需要が見込まれることから、平成２９（２０１７）年度時点の利用者数を見込みます。

◆見込量確保のための方策

施設入所が必要な方に対し、共同生活援助や介護保険施設等との棲（す）み分けをしながら、サービス提供事業者の確保の取り組みに努めます。

（４）相談支援

①計画相談支援

サービス名	サービスの内容	利用対象者
計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した障がい者について、サービス等利用計画の作成及び支援決定後のサービス等利用計画の見直しを行います。	障害福祉サービスを申請した障がい者、地域相談支援を申請した障がい者

◆第４期の実績

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
利用者数（人／月）	８２人	７５人	８６人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
利用者数（人／月）	９７人	１０９人	１２３人

◆見込量算出の考え方

計画相談支援については、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての方を対象として見込みます。

◆見込量確保のための方策

障害福祉サービスを利用する全ての障がい者等がサービス等利用計画案を作成できるよう、市内の相談支援事業所との連携の強化を図ります。

②地域移行支援

サービス名	サービスの内容	利用対象者
地域移行支援	住居の確保など地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。	障がい者支援施設、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入院している障がい者及び精神科病院に入院している精神障がい者

◆第４期の実績

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
利用者数 (人／月)	１人	１人	０人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数 (人／月)	１人	１人	１人

◆見込量算出の考え方

地域移行支援については、利用者の極端な増減がないため、第４期計画期間の実績を考慮して見込みます。

◆見込量確保のための方策

相談支援事業所等の関係機関と連携し、対象者の地域生活への移行促進を図ります。

③地域定着支援

サービス名	サービスの内容	利用対象者
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。	居宅において単身で生活する障がい者又は家族と同居している障がい者のうち、家族が障がい、疾病のため、緊急時の支援が見込めない状況にある方

◆第４期の実績

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
利用者数 (人／月)	３人	５人	７人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数 (人／月)	７人	７人	７人

◆見込量算出の考え方

地域定着支援については、利用者の極端な増減がないため、平成２９（２０１７）年度時点の利用者数を見込みます。

◆見込量確保のための方策

相談支援事業所等の関係機関と連携し、対象者の地域生活への移行促進を図ります。

４　地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策

【必須事業】

（１）理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発事業です。

◆実施のための方策

障がい者や障がいに対する市民の理解を深めるための研修や啓発事業として、自立支援協議会、当事者や支援団体等とのネットワークにより、市民にわかりやすい講演会等を実施します。

（２）自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

◆実施のための方策

障がいのある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

（３）相談支援事業

地域の障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行い、指定事業者等との連携・調整等を総合的に行います。

市内の障がい者等を対象として、２箇所の指定相談事業所に委託して相談支援を行います。

事業名	事業の内容
障がい者相談支援事業	障がい者等の福祉に関するさまざまな問題について、障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。
相談支援機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置する事業です。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

◆第４期の実績

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
障がい者相談支援事業（４市２町広域）	５箇所	５箇所	５箇所
基幹相談支援センター	検討	検討	検討
相談支援機能強化事業	５箇所	５箇所	５箇所
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	４箇所	４箇所	４箇所

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
障がい者相談支援事業（久喜市）	２箇所	２箇所	２箇所
基幹相談支援センター	整備	整備	整備
相談支援機能強化事業	２箇所	２箇所	２箇所
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	２箇所	２箇所	２箇所

◆実施のための方策

・久喜市単独の自立支援協議会や基幹相談支援センターを設置し、市全体としての相談支援体制の強化に努めます。今後も継続的な支援が行えるよう、利用者にサービスの周知を図り、利用を促します。
・自立支援協議会に生活支援部会、ケアマネジメント部会、地域移行・地域定着支援部会、就労支援部会を設置し、各部会での検討内容の調整を運営会議等で協議します。
・障がい者の地域生活への移行を推進するためにも、住宅入居等支援事業を実施し、必要とする方への周知を図ります。
・発達支援が必要な子どもに対する支援として、関係機関が共通理解及び情報共有を行い、切れ目のない支援を行えるよう、支援体制の強化を図ります。

（４）成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がいのある方について、成年後見制度の市長申立てに要する経費及び市長申立て後の成年後見人等への報酬の助成を支援することにより、障がいのある方の権利擁護を図ります。

◆第４期の実績

	平成 27 年度 （2015 年度）	平成 28 年度 （2016 年度）	平成 29 年度 （2017 年度）
利用者数 （人／年）	１人	２人	３人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）
利用者数 （人／年）	３人	４人	４人

◆見込量算出の考え方

成年後見制度利用支援事業については、利用者が増加しており、今後も増加が見込まれることから、第４期計画期間の実績を考慮して見込みます。

◆見込量確保のための方策

相談支援事業所や、障がい者虐待防止センター等の関係機関と連携し、制度の普及・利用の促進を図ります。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援する事業です。

◆第４期の実績

	平成 27 年度 （2015 年度）	平成 28 年度 （2016 年度）	平成 29 年度 （2017 年度）
実施の有無	実施	実施	実施

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）
実施の有無	実施	実施	実施

◆実施のための方策

久喜市社会福祉協議会との連携を密にしながら、事業の促進に努めます。

（６）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

①手話通訳者派遣事業

聴覚障がい等のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者を派遣します。

◆第４期の実績

	平成 27 年度 （2015 年度）	平成 28 年度 （2016 年度）	平成 29 年度 （2017 年度）
実利用件数 （件／年）	５７１件	４７７件	４４０件

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）
実利用件数 （件／年）	４５０件	４６０件	４７０件

◆見込量算出の考え方

手話通訳者派遣事業については、第４期計画期間の実績を考慮して、利用件数を見込みます。

◆見込量確保のための方策

現状の派遣状況が確保できるよう、手話通訳者養成講座を継続して実施し、手話通訳者の確保に努めます。

②要約筆記者派遣事業

聴覚障がい等のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、要約筆記の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する要約筆記者を派遣します。

◆第４期の実績

	平成 27 年度 （2015 年度）	平成 28 年度 （2016 年度）	平成 29 年度 （2017 年度）
実利用件数 （件／年）	４件	１件	３件

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）
実利用件数 （件／年）	４件	４件	４件

◆見込量算出の考え方

要約筆記者派遣事業については、第４期計画期間の実績を考慮して、利用件数を見込みます。

◆見込量確保のための方策

要約筆記を必要とする方への情報提供に努め、利用の促進を図ります。

③手話通訳者設置事業

毎週火曜日、市役所の障がい者福祉課に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者等の支援を行います。

◆第４期の実績

	平成 27 年度 （2015 年度）	平成 28 年度 （2016 年度）	平成 29 年度 （2017 年度）
実設置者数 （人／年）	１人	１人	１人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）
実設置者数 （人／年）	１人	１人	１人

◆見込量算出の考え方

手話通訳者設置事業については、第４期計画期間の実績を考慮し、実設置者数を見込みます。

◆見込量確保のための方策

手話通訳者養成講座修了者等を対象に、毎年、久喜市登録手話通訳者選考試験を実施し、手話通訳者の確保に努めます。

また、平成２９（２０１７）年度から導入した遠隔手話通訳サービスを今後も引き続き実施します。

（７）日常生活用具給付等事業

日常生活を営むのに支障のある障がい者等に対し、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜（べんぎ）を図ります。

◆第４期の実績

	平成 27 年度 （2015 年度）	平成 28 年度 （2016 年度）	平成 29 年度 （2017 年度）
実利用件数 （件／年）	２，８８８件	３，１４２件	３，２３６件

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）
実利用件数 （件／年）	３，３３３件	３，４３２件	３，５３５件

◆見込量算出の考え方

日常生活用具給付事業については、利用件数が増加しており、今後も一定の需要が見込まれることから、第４期計画期間の実績を考慮して見込みます。

◆見込量確保のための方策

日常生活用具についての情報収集や、利用者や関係者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、給付対象者へ適切な給付及び貸与ができるように努めます。

（８）手話奉仕員養成研修事業

久喜市社会福祉協議会へ委託して、厚生労働省が定める入門課程と基礎課程のカリキュラムに基づいた講座を開講し、手話奉仕員を養成します。

◆第４期の実績

	平成 27 年度 （2015 年度）	平成 28 年度 （2016 年度）	平成 29 年度 （2017 年度）
入門編修了者数 （人／年）	１５人	１０人	２３人
基礎編修了者数 （人／年）	開催なし	５人	１０人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）
入門編修了者数 （人／年）	２０人	２０人	２０人
基礎編修了者数 （人／年）	２０人	２０人	２０人

◆見込量算出の考え方

手話奉仕員養成研修事業については、第４期計画期間の実績を考慮して見込みます。

◆見込量確保のための方策

手話奉仕員養成研修を継続して実施し、地域の手話奉仕員や手話通訳者としての担い手となるよう養成に努めるとともに、その充実に努めます。

（９）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活や社会生活を支援します。

◆第４期の実績

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
実利用人数 （人／年）	８１人	８５人	８５人
延べ利用時間数 （時間／年）	３，９８８時間	４，１１０時間	３，９９８時間

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
実利用人数 （人／年）	８５人	８５人	８５人
延べ利用時間数 （時間／年）	４，１００時間	４，１００時間	４，１００時間

◆見込量算出の考え方

移動支援事業については、利用者数の極端な増減はありませんが、今後も一定の需要が見込まれることから、第４期計画期間の実績を考慮して見込みます。

◆見込量確保のための方策

利用ニーズに応じたサービスの確保ができるよう、必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入促進を図ります。

（10）地域活動支援センター事業

創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。サービスの類型（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業なども行います。

◆サービスの類型

事業名	事業の内容
地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発等を行います。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施しています。
地域活動支援センターⅢ型	地域の障がい者に対し、通所による創作活動又は生産活動の支援を実施しています。

◆第４期の実績

		平成 27 年度（2015 年度）		平成 28 年度（2016 年度）		平成 29 年度（2017 年度）	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外
Ⅰ型	箇所数	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所
	実利用人数（人／月）	４３人	２２人	４５人	２２人	５７人	２２人
Ⅱ型	箇所数	１箇所	０箇所	１箇所	０箇所	１箇所	０箇所
	実利用人数（人／月）	１６人	０人	２０人	０人	１８人	０人
Ⅲ型	箇所数	１箇所	３箇所	１箇所	３箇所	１箇所	２箇所
	実利用人数（人／月）	１５人	４人	１１人	７人	７人	４人

◆第５期の見込量

		平成 30 年度（2018 年度）		平成 31 年度（2019 年度）		平成 32 年度（2020 年度）	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外
Ⅰ型	箇所数	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所
	実利用人数（人／月）	５７人	２２人	５７人	２２人	５７人	２２人
Ⅱ型	箇所数	１箇所	０箇所	１箇所	０箇所	１箇所	０箇所
	実利用人数（人／月）	１８人	０人	１８人	０人	１８人	０人
Ⅲ型	箇所数	１箇所	２箇所	１箇所	２箇所	１箇所	２箇所
	実利用人数（人／月）	７人	４人	７人	４人	７人	４人

◆見込量算出の考え方

Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型については、利用者数の極端な増減がないことから、第４期計画期間中の実績を考慮して見込みます。

◆見込量確保のための方策

利用ニーズに応じて既存の事業所の拡大等によりサービスの確保を図るとともに、事業所への情報提供や各種支援に努めます。

【任意事業】

事業名	事業の内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な身体障がい者に対し、居宅に簡易浴槽を持ち込む巡回型の入浴サービスを提供します。
保育所等巡回支援事業	発達障がいの知識を持つ専門員が、保育所等を巡回し、施設の職員や発達障がい児等の保護者に対し、発達障がいの早期発見及び早期支援のための助言・指導を行います。
日中一時支援事業	日中において障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の必要な支援を行います。
パソコン講習会事業	重度上肢機能障がい者、重度視覚障がい者を対象にパソコン講習会を開催し、情報収集・伝達の手段を広げます。

◆第４期の実績

	平成 27 年度 （2015 年度）	平成 28 年度 （2016 年度）	平成 29 年度 （2017 年度）
訪問入浴サービス事業 （人／年）	９人	１０人	１０人
保育所等巡回支援事業 （巡回回数／年）	未実施	１０回	１０回
日中一時支援事業 （人／年）	３９人	４１人	４３人
パソコン講習会事業 （人／年）	４人	３人	２人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）
訪問入浴サービス事業 （人／年）	１０人	１０人	１０人
保育所等巡回支援事業 （巡回回数／年）	１３回	１６回	２０回
日中一時支援事業 （人／年）	４５人	４７人	４９人
パソコン講習会事業 （人／年）	３人	３人	３人

◆見込量算出の考え方

各サービスの見込量については、第４期計画期間の実績や今後の需要の伸びを勘案し、利用者数を見込みます。

◆見込量確保のための方策

利用のニーズに即したサービスが提供できるよう、事業所や関係者等と連携を図り、継続した事業の実施及び適切な給付に努めます。

●その他の任意事業

事業名	事業の内容
自動車改造費補助事業	身体障がい者自らが運転できるよう自動車を改造することにより、就労や社会参加の機会の拡大を図ります。
自動車運転免許取得費補助事業	運転免許の取得により、身体障がい者の就労や社会参加の機会の拡大を図ります。
フレンドシップ学級事業	就労している知的障がい者の相互の交流や余暇活動を支援することにより、自主的な社会参加を促進します。
更生訓練費給付事業	障害者総合支援法に規定する自立訓練、就労移行支援利用者に、訓練後の社会復帰促進のための訓練費を支給します。
障がい者就職支度金給付事業	訓練を終了し、就職等により自立する方に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。
知的障がい者職親委託事業	知的障がい者を職親に預け、生活指導や技能習得訓練等を行うことで、雇用の促進を図ります。
ボランティア育成事業	地域ボランティアの養成、ボランティア団体の活動助成、地域福祉の振興を図ります。

【市単独事業】

事業名	事業の内容
重度心身障害者医療給付事業	重度の心身障がい者が病院等で診療を受ける場合に、各種医療保険制度による医療費の一部負担金を助成する制度です。
難病患者見舞金支給事業	難病患者の精神的な負担に対する慰謝及び経済的負担の軽減を図ります。指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証等の交付を受けている方に対し、見舞金を支給します。
重度身体障害者居宅改善整備補助事業	重度身体障がい者の日常生活における利便を図るため、居宅の一部を障がいに応じて使いやすく改造する場合に補助します。
福祉タクシー利用料助成事業	在宅の重度心身障がい者が、県タクシー協会加盟会社等のタクシーを利用した場合、タクシー券により初乗り運賃を助成します。
重度心身障がい者自動車燃料費助成事業	在宅の重度心身障がい者が、市内指定ガソリンスタンドで給油する場合、自動車燃料費利用券により、１枚につき５００円助成します。
障害児（者）生活サポート補助事業	在宅の心身障がい児（者）の地域生活を支援するため、身近な場所で、障がい者及びその家族の介護需要に対してサービスを提供する団体に補助することにより、障がい者の福祉の向上及び介護者の負担軽減を図ります。

事業名	事業の内容
障がい者就労支援事業	障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者の就労と生活を総合的に支援する事業を実施することで、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。また、働く意欲はあるが、就労機会の少ない障がい者の雇用推進の施策を検討し、新たな就労機会の拡大に努めます。
パーキングパーミット（おもいやり駐車場）交付事業	障がい者、要介護者、妊産婦等に対し、おもいやり駐車場利用者証を交付することにより、車いす使用者用駐車施設の適正利用を推進します。
障がい者虐待防止事業	障がい者に対する虐待の防止及び早期発見、虐待を受けた障がい者の迅速な保護並びに養護者に対する適切な支援を行うとともに、関係機関との連携・協力体制の整備を図ります。
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費の一部を助成することにより、難聴児の言語の習得・教育等における健全な発達を支援します。
在宅障がい者紙おむつ給付事業	在宅で常時おむつを必要とする障がい者に紙おむつを給付し、経済的・精神的負担の軽減を図ります。

5　計画の円滑な実施を確保するために必要な事項

※　以下の事項は「第３部 第１期久喜市障がい児福祉計画」と共通するため、一体的に取り組みを推進します。

（１）障がい者等に対する虐待の防止

サービス事業者は、障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならないとされています。

市は、障がい者虐待防止センターを中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障がい者及び障がい児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークを活用し、障がい者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取り組みについては、定期的に検証を行い、必要に応じて要綱の見直し等を行います。さらに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取り組みを行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築します。

（２）障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

市は､国や県と連携を図りながら､障がい者の芸術文化活動の振興を図ることにより、障がい者などの社会参加や障がい者などに対する理解を促進していきます｡そのために、相談支援や人材育成、発表の機会、住民の参加機会の確保等の芸術文化活動の支援を行います。

（３）障がいを理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。障害者差別解消法では、障がい者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障がい者等は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないこととされています。

市は、障がいを理由とする差別の解消や障がいに対する理解を深めるための啓発活動などを行います。また、サービス事業者など福祉分野の事業者については、障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを行うにあたり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応します。

（４）サービス事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

サービス事業所においては、共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、日頃の地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ､利用者の安全確保に向けた取り組みを進めることが重要であることから、市はその支援を行います。

また、それらの取り組みの際には、日常的な地域との繋がりが災害時における障がい者等の安全確保に繋がるとともに、サービス事業所が災害時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策を事業所とともに考えます。

さらに、障害福祉サービス等を利用する障がい者等が安心して生活できるよう、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障がい者等への支援に従事できるよう、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めます。

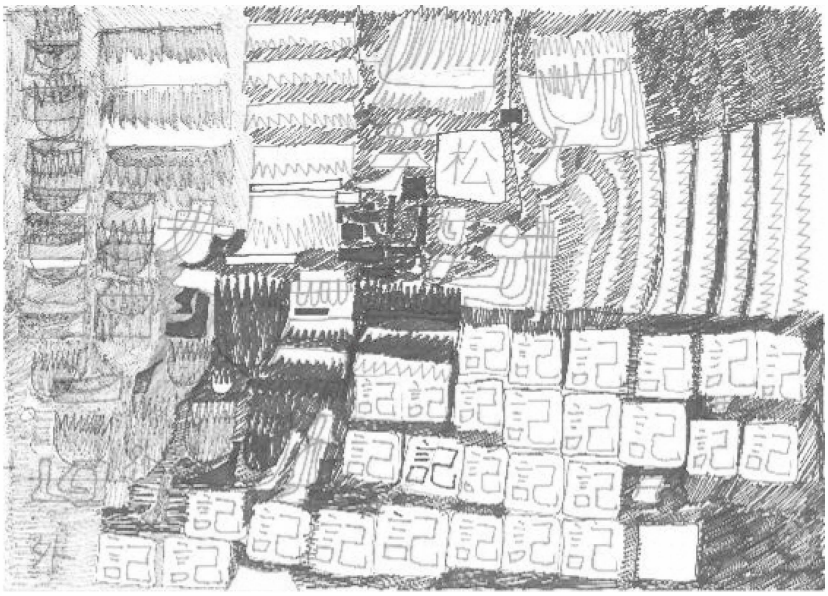

平成２９（２０１７）年１２月に開催された
第８回埼玉県障害者アート企画展
「うふっ❤埼玉でこんなのみつけちゃった♪」出展作品
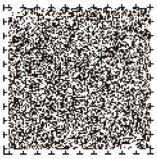
久喜市いちょうの木　新井（あらい）　貴道（たかみち）さん